

岩国市長 福田良彦 殿

令和2年5月29日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学習の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

日本人であれば、憲法第26条により、等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。

2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。

岩国市教育委員会教育長 守山敏晴 殿

令和2年5月29日
市民政党「草の根」
代表 井原勝介



米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学习の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

日本人であれば、憲法第26条により、等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。

2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。

山口県知事　村岡嗣政　殿

令和2年5月29日

市民政党「草の根」

代表　井原勝介

米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学習の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

日本人であれば、憲法第26条により、等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。
2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。

山口県教育委員会教育長 浅原 司 殿

令和2年5月29日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学习の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

日本人であれば、憲法第26条により、等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。

2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。

中国四国防衛局長 森田治男 殿

令和2年5月29日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学習の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

日本人であれば、憲法第26条により、等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。

2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。

駐日米国臨時代理大使 ジョセフ・M・ヤング 殿

令和2年5月29日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介



米軍人・軍属の子供の教育を受ける権利の確保について（緊急要請）

米軍岩国基地では、在日米軍の非常事態宣言（6月14日まで継続）に基づく措置として、米軍人・軍属の子供で日本国籍を持つ者が市内の小中学校に通学することを禁止する措置がとられている。

これにより、一部の子供たちが登校できない状態が続いている、学習の遅れや精神的ストレスなどにより、本人や家族に深刻な影響が生じている。

何人も等しく「教育を受ける権利」が保障されているはずであり、こうした異常な事態が一刻も早く解消されるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

1. 米軍人・軍属の子供で日本国籍を有する者のうち、実際に学校を欠席している者的人数を早急に把握し、その実態を明らかにすること。

2. 他の在日米軍基地ではこのような措置はとられておらず、早急に、米軍岩国基地に今回の規制措置の是正を求め、1日も早く制約を受けている子供たちが普通に学校に通うことができる環境を整えること。